

2022年（令和4年）2月

お客様 各位

高力ボルト協会
技術分科会

【緊急告知】 すべり試験および高力ボルト製品検査について【再度のお願い】（その3）

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて一昨年4月付および昨年8月付にて当技術分科会より発信致しました新型コロナウイルス蔓延に伴う検査省略、依頼試験への変更、または日程の延期のお願いにつきまして、ご理解、ご協力頂き誠にありがとうございます。お陰様を持ちまして現時点に於きまして立会検査を起因とした感染は確認されておりません。

そんな中、現在、第6波が襲来しておりますので、当技術分科会としても改めて下記の通りお願い申し上げます。高力ボルトの安定供給のためにも、なお一層のご理解とご協力をお願いいたく、何とぞ宜しくお願い申し上げます。またメーカーによってはより一層強い対応処置をとる構成企業もありますので、重ねてご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. すべり試験は現行 JASS6 の主旨に倣い、原則、省略願います。

(1) 現行 JASS6 (2018) ではすべり試験を下記の通り規定しております。

4.10 摩擦面の処理 c. すべり試験 a項 (1), (2) 『以外』 の場合にはすべり試験を行うものとし……、および **9.5 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合** e. すべり試験 d. (1), (2) 『以外』 の場合にはすべり試験を行うものとし……と規定されています。すなわち、自然発せい、薬剤発せい、ブラスト処理、りん酸塩処理であれば原則としてすべり試験は不要です。

(2) すべり試験を省略頂くことにより、危険を伴う移動や、試験室に於ける「密」状態を避けることが可能です。

(3) 省略がかなわない場合は、お立会の伴わない各メーカーへの委託試験をご検討願います。工程写真はご要望に沿いご提供申し上げます。

(4) またはコロナ禍の沈静化が見られるまで、お立会日程の延期をご検討下さい。

2. 高力ボルトの製品検査（立会）は、製品検査証明書をご確認頂く事で代用願います。

(1) 橋梁工事等に於ける高力ボルトの立会検査につきましては、すでに製品検査を済ませた製品に対して改めて立会検査を行なっているものでございます。品質確認は高力ボルト製品検査証明書（いわゆる高力ボルトのミルシート）のご確認により行って頂けますので、立会検査を省略頂き、製品検査証明書のご確認により代用頂きたく、何とぞご理解の程お願い申し上げます。

(2) その結果、危険を伴う移動や試験室に於ける「密」状態を避けることが可能です。

(3) 製品検査証明書の確認で代用がかなわない場合は、お立会の伴わない委託試験（各高力ボルトメーカーでの自主検査）をご検討願います。検査写真はご要望に沿い、ご提供させていただきます。

(4) またはコロナ禍の沈静化が見られるまで、お立会日程の延期をご検討下さい。

以上、改めてご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。